

## ○工事請負業者選定事務処理要領

建設省厚第76号  
昭和41年12月23日

・最終改正 令和8年6月23日国会公契第5号

(目的)

**第1** 地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。以下同じ。）の所掌する工事（道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業を含む。以下同じ。）の請負契約を締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「令」という。）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）、国土交通省所管会計事務取扱規則（平成13年国土交通省訓令第60号。以下「会計規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(一般競争参加資格)

**第2** 地方整備局長（以下「部局長」という。）は、会計規則第34条第1項の規定により一般競争に参加する者に必要な資格（以下「一般競争参加資格」という。）を定めるときは、次の各号によるものとする。

一 次のイからへまでに掲げる者でないこと。ただし、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加する者（以下「道路清掃作業参加者等」という。）については、イからニまで及びへに掲げる者でないこと。

イ 令第70条に該当する者

ロ 令第71条第1項各号のいずれかに該当し、期間を定めて一般競争に参加させないこととされた者のうち、当該期間を経過しない者

ハ 経営状態が著しく不健全であると認められる者

ニ 第5の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）若しくは添付書類又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者

ホ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による許可及び同法第27条の2第2項に規定する経営事項審査（定期の一般競争参加資格審査（会計規則第34条第4項の規定による一般競争参加資格の審査をいう。以下同じ。）にあつては告示（平成20年国土交通省告示第85号をいう。以下同じ。）第一の一の2に規定する審査基準日が第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日より後のもの、随時の一般競争参加資格審査にあつては告示第一の一の2に規定する審査基準日が一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日より後のものに限る。次号

において同じ。)を受けていない者

へ 共同企業体で、その構成員にイからホまで(道路清掃作業参加者等については、イからニまで)に該当する者を含むもの

二 次のイに掲げる客観的事項(共通事項)の項目(道路清掃作業参加者等については、これに準ずる項目)及びロに掲げる主観的事項(特別事項)の項目について、別に定めるところにより算定する総合点数を付与し、第3に掲げる工事種別(第三号、第六号及び第九号から第二十二号までを除く。)ごとに、予定価格に対応する等級の区分(以下「等級区分」という。)を定めること。

イ 客観的事項(共通事項)

(イ) 一般競争参加資格審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査の告示第一の一の1に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度の希望工事種別(当該申請に係る一般競争に参加を希望する工事種別をいう。以下同じ。)ごとの年間平均完成工事高

(ロ) 告示第一の一の2に規定する審査基準日(以下「客観的事項の審査基準日」という。)において建設業に従事する職員で告示第一の三の1(一)から(六)までに掲げる者(以下「技術職員」という。)の希望工事種別ごとの数(ただし、1人の職員につき技術職員として申請できる希望工事種別の数は2までとする。)

(ハ) 告示第一の三の2に規定する当期事業年度開始日の直前2年又は直前3年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高(以下「元請完成工事高」という。)について算定した希望工事種別ごとの年間平均元請完成工事高

(ニ) 告示第一の一の2及び3、二並びに四に規定する項目

ロ 主観的事項(特別事項)

(イ) 定期の一般競争資格審査の認定をする年の前年の10月1日(以下「主観的事項の審査基準日」という。)の前日までの4年間における地方整備局又は官庁営繕部発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績(技術的難易度を勘案したもの)

(ロ) 主観的事項の審査基準日の前日までの4年間における都道府県発注の工事に係る希望工事種別ごとの工事成績

(工事種別)

**第3** 工事種別は、次の各号に掲げるものとする。

一 一般土木工事(土木に関する工事のうち次号から第四号まで、第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十二号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)

二 アスファルト舗装工事

三 鋼橋上部工事

四 造園工事

五 建築工事(建築に関する工事のうち次号から第八号まで、第十号、第十二号、第十八号及び第十九号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。)

六 木造建築工事

七 電気設備工事

- 八 暖冷房衛生設備工事（空気調和設備工事を含む。以下同じ。）
- 九 セメント・コンクリート舗装工事
- 十 プレストレスト・コンクリート工事
- 十一 法面処理工事
- 十二 塗装工事
- 十三 維持修繕工事（河川又は道路の維持又は修繕工事をいう。以下同じ。）
- 十四 河川しゅんせつ工事
- 十五 グラウト工事
- 十六 杭打工事
- 十七 さく井工事
- 十八 プレハブ建築工事
- 十九 機械設備工事（機械設備に関する工事のうち第七号、第八号、第二十号及び第二十一号の工事種別に属する工事以外のものをいう。以下同じ。）
- 二十 通信設備工事
- 二十一 受変電設備工事
- 二十二 橋梁補修工事

（等級区分）

第4 第2第二号の等級区分は、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 一般土木工事

予定価格	等級
8億2,000万円以上	A
3億4,000万円以上 8億2,000万円未満	B
7,000万円以上 3億4,000万円未満	C
7,000万円未満	D

二 アスファルト舗装工事

予定価格	等級
1億4,000万円以上	A
6,000万円以上 1億4,000万円未満	B
6,000万円未満	C

三 造園工事

予定価格	等級
3,000万円以上	A
3,000万円未満	B

四 建築工事

予定価格	等級
8億2,000万円以上	A
3億4,000万円以上 8億2,000万円未満	B
7,000万円以上 3億4,000万円未満	C

7,000万円未満	D
-----------	---

五 電気設備工事

予定価格	等級
2億3,000万円以上	A
6,000万円以上 2億3,000万円未満	B
6,000万円未満	C

六 暖冷房衛生設備工事

予定価格	等級
2億3,000万円以上	A
6,000万円以上 2億3,000万円未満	B
6,000万円未満	C

2 部局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、あらかじめ国土交通大臣の承認を受けて、前項各号の等級区分の変更（等級区分の数の減少を含む。以下この項において同じ。）をし、又は等級区分を設けないことができるものとする。ただし、等級区分を変更する場合において、変更後の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額は、前項各号の等級区分の最上位の予定価格の下限の金額をこえてはならないものとする。

- 一 特定の工事種別に属する工事の請負契約に係る一般競争参加資格を有する者の数が著しく少数である場合
- 二 特定の工事種別に属する工事の発注予定件数が著しく少数である場合
- 三 前項各号の等級区分のうち特定の等級区分に含まれる発注予定工事の件数が著しく多数若しくは少数（零を含む。）である場合

（一般競争参加資格審査の実施）

**第4の2** 一般競争参加資格審査は、2年に1回定期の一般競争参加資格審査を行うほか、随時に行うものとする。

（一般競争参加資格の資格審査申請書等）

**第5** 部局長は、一般競争参加資格審査の申請をする者（以下「申請者」という。）に対し、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（以下「資格審査申請書」という。）（様式1）を提出させるものとする。

2 資格審査申請書には、次の各号に掲げる書類を添付させるものとする。

- 一 申請者が、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の4に規定する通知書（以下「総合評定値通知書」という。）に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別に分割して申請するとき、及び総合評定値通知書に記載されている二以上の年間平均完成工事高を一の希望工事種別に合算して申請するときは、工事分割内訳表（様式2）
- 二 業態調書（様式3）
- 三 営業所一覧表（様式4）

四 申請者が共同企業体である場合においては、共同企業体協定書の写し

五 申請者が共同企業体であって、客観的事項及び主観的事項について算定した点数の調整（共同企業体の資格審査要領（昭和37年11月27日付け建設省発計第79号）4に規定する客観点数及び主観点数の調整をいう。）を希望する場合においては、合併等に関する合理的な計画が記載された書類

六 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月以上の協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）による協業組合をいう。以下同じ。）又は企業組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）による企業組合をいう。以下同じ。）であって、前回の主観的事項の審査基準日以降に新たに組合員の加入あったものであるときは、当該新規加入の組合員の住所、電話番号、商号又は名称、代表者氏名及び加入年月日を記載した書類

七 申請者が、その設立から主観的事項の審査基準日の前日までの期間が24箇月に満たない協業組合又は企業組合であるときは、各組合員の住所、電話番号、商号又は名称及び代表者氏名を記載した書面

八 納税証明書の写し（申請者が個人である場合においては、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第9号書式（その3）又は（その3の2）、法人である場合においては、国税規則別紙第9号書式（その3）又は（その3の3））

ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類

九 総合評定値通知書の写し

3 申請者がインターネットを使用して申請する場合（以下「インターネット方式」という。）は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、申請案内ホームページから資格審査申請用データを入力画面上において作成し、送信させ、建設業法第27条の29第1項の総合評定値の通知を受けていることの確認及び前項第八号に掲げる書類の提出をもって申請を受け付けるものとする。

なお、申請者が電子納税証明書の交付を受けている場合には、前項第八号に掲げる書類の提出に代えて、電子納税証明書の送信をもって申請を受け付けることができるものとする。

4 申請者が共同企業体であってその構成員のうち一般競争参加資格審査の申請をしていない者があるときは、当該構成員に係る第2第二号イの（イ）に掲げる項目について記載した書類並びに第2項第一号に掲げる書類を当該共同企業体に係る同項の書類とともに提出させるものとする。

5 申請者が道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争に参加を希望する者であって建設業法第3条の規定による許可を受けていないものであるときは、規則第19条の3第2項の経営状況分析申請書に準ずる書類、規則第19条の7第2項の経営規模等評価申請書に準ずる書類、規則第19条の4第1項各号に掲げる書類に準ずる書類及び規則第19条の8第1項の工事経歴書に準ずる書類を提出させるものとする。この場合において、申請者が法人であるときは登記事項証明書（不動産登記法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第124号）第53条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第52条の規定による改正前の商業登記法（昭和38年法律第125号）に規定する商業登記簿謄本を含む。）又はこれの写しを提出させるものとする。

（資格審査申請書等の提出期限）

**第6** 資格審査申請書又は資格審査申請用データの提出期限は、次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 定期の一般競争参加資格審査にあつては、当該審査の認定をする年の前年の12月から当該審査の認定をする年の1月までの間で部局長が定める期間
- 二 随時の一般競争参加資格審査にあつては、随時

（資格審査申請書等の提出方法）

**第6の2** 第5第1項及び第4項及び第5項までの規定による提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかによるものとする。

- 一 文書持参方式（定期の一般競争参加資格審査を除く。）
  - 二 文書郵送方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）
  - 三 電子メール方式（定期の一般競争参加資格審査においてはインターネット方式では対応していない申請に限る。）
- 2 インターネット方式による場合における第5第2項第八号に掲げる書類の提出は、申請案内ホームページから送信をさせるものとする。
- 3 第5第1項及び第4項及び第5項までの規定による提出は、申請者が2以上の部局長による一般競争参加資格審査を希望するときは、当該申請者の本社（本店）の所在地を受付担当部局（別表に掲げるところによるものとする。第13第4項において同じ。）とする部局長に対して行わせるものとする。

（一般競争参加資格審査）

**第7** 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により申請者の一般競争参加資格審査を行うときは、次の各号によるものとする。

- 一 第2第一号に定める資格を有しない者については、一般競争参加資格がないと認定する。
- 二 前号に掲げる者以外の者については、希望工事種別ごとに、第2第二号の総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の順）に配列し、等級区分を設けている工事種別については当該工事種別ごとの等級別発注件数分布率を基準とし、かつ、等級ごとに必要な工事施工能力を勘案して高点順に等級及び当該等級における順位を付して一般競争参加資格があると認定し、等級区分を設けていない工事種別については当該工事種別における順位を付して一般競争参加資格があると認定する。なお、等級区分を設けている工事種別のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事及び造園工事においては、工事請負業者の資格を定める場合の総合点数の算定要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第79号）第4の規定に基づき計算した技術評価点数が零点の者は、最下位等級とする。

2 部局長は、当該2会計年度における事業費、事業内容等及び過去における工事規模別発注件数の分布状況を勘案して前項の等級別発注件数分布率を定めるものとする。

(審査会)

**第8** 部局長は、一般競争参加資格審査の予備審査を行うため、競争参加資格審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとする。

2 審査会の会長は部局長とし、審査員は、地方整備局の部長及び当該地方整備局の職員の中から部局長が指名した者とするものとする。

3 審査会は、2年に1回定期の審査会の会議を開くものとし、会長が必要と認めるときは、随時、審査会の会議を開くことができるものとする。

4 審査会の会議は会長が招集するものとし、会長及び審査員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

(一般競争参加資格の有効期間)

**第9** 第7第1項の規定により認定された一般競争参加資格の有効期間は、当該一般競争参加資格が認定されたときから次期の定期の一般競争参加資格審査に基づく一般競争参加資格の有効期間の開始日の前日までとする。

(有資格業者名簿の様式)

**第10** 部局長は、会計規則第34条第4項の規定により名簿を作成するときは、有資格業者名簿（様式特2）により行うものとする。

(有資格業者の名簿等の送付)

**第11** 部局長は、第10の有資格業者名簿を作成したときは、当該地方整備局所属の契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいい、工事の請負契約を締結しない契約担当官等を除く。以下同じ。）及び国土交通省大臣官房会計課長に当該名簿を送付するものとする。

2 部局長は、前項の名簿を国土交通省大臣官房会計課長に送付するときは、当該名簿に、第7第1項の規定により一般競争参加資格があると認定した者（以下「有資格業者」という。）のうち共同企業体、協業組合、企業組合及び事業協同組合（中小企業等協同組合法による事業協同組合をいう。）について、それぞれその数等を記載した調書（様式特3又は様式特4）を添付するものとする。

(一般競争参加資格認定通知書の様式)

**第12** 部局長は、会計規則第34条第6項の規定により通知をするときは、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（イ）及び（ロ））により行うものとする。

(変更等の届出)

**第13** 部局長は、申請者又は有資格業者が建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に、速やかに、その旨を届出させるものとする。

2 部局長は、申請者又は有資格業者（共同企業体である者を除く。）が第2第一号イ又は

ホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当することとなったとき、及び共同企業体である申請者又は有資格業者がその構成員に第2第一号イ又はホ（道路清掃作業参加者等についてはイ）に該当する者を含むこととなったときは、速やかに、その旨を届出させるものとする。

- 3 部局長は、有資格業者に第12の通知をした後において、次の各号に掲げる事項について変更があった場合においては、速やかに、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式5）によりその旨を届け出させるものとする。
  - 一 住所、電話番号又はファクシミリ番号
  - 二 商号又は名称
  - 三 法人である場合においては代表者の役職及び氏名、個人である場合においてはその者の氏名
  - 四 本社（本店）以外の営業所（一般社団法人又は一般財団法人にあつては、事務所。以下この号において同じ。）の名称、所在地、電話番号又はファクシミリ番号（営業所の新設又は廃止の場合を含む。）
  - 五 本店又は営業所の経営事項審査を受けた建設業許可工事種別、許可の区分又は建設業許可番号
  - 六 資本関係に関する事項又は役員の兼任に関する事項
  - 七 国土交通省退職者の再就職状況に関する事項
- 4 前3項の規定による届出は、申請者又は有資格業者の本社（本店）の所在地を受付担当部局とする部局長に対して行わせるものとする。
- 5 部局長は、前項の届出があったときは、その内容を当該地方整備局所属の契約担当官等に通知するものとする。

（一般競争参加資格の認定の取消し等）

- 第14** 部局長は、有資格業者が第2第一号イからへまでの一に該当することとなったとき又は不正の手段により一般競争参加資格の認定を受けたと認められるときは、遅滞なく審査会の予備審査を経て一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
- 2 部局長は、有資格業者から第13第1項の届出があったとき又は一般競争参加資格の辞退の申出があったときは、直ちに、一般競争参加資格の認定を取り消すものとする。
  - 3 部局長は、前2項の規定により一般競争参加資格の認定を取り消したときは、一般競争参加資格認定取消通知書（様式特6）により当該有資格業者又は建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）各号の一に掲げる者にその旨を通知するとともに、第10の有資格業者名簿から当該有資格業者に係る記載事項を抹消すべき旨を当該地方整備局所属の契約担当官等及び国土交通省大臣官房会計課長に通知するものとする。

（指名競争参加資格）

- 第15** 部局長は、会計規則第36条第1項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格を定めるときは、一般競争参加資格と同一に定めるものとする。

（指名基準）

- 第16** 部局長は、会計規則第37条第1項の規定により指名競争に参加する者を指名する場合の基準（以下「指名基準」という。）を定めるときは、次の各号に掲げるところによ

るものとする。

- 一 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとするときは、当該工事の予定価格の等級に属する有資格業者で発注予定工事の予定価格に相応するものの中から指名しなければならない。
- 二 契約担当官等は、前号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的小さく、技術的難易度が比較的低いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- 三 契約担当官等は、第一号の規定にかかわらず、各等級区分に含まれる発注予定工事のうち、当該工事の予定価格が比較的大きく、技術的難易度が比較的高いものにあつては、競争に参加する者の全部又は一部について、当該等級の直近の上位の等級に属する有資格業者を指名することができる。
- 四 契約担当官等は、第一号の有資格業者の数が少数である場合その他必要がある場合においては、発注予定工事の予定価格に応じ、直近の上位又は下位の等級に属する有資格業者を指名することができる。この場合において、第一号の規定により指名する者がないうち又は僅少であるときを除き、第一号の規定により指名する者の数を競争に参加する者の数の2分の1以上としなければならない。
- 五 契約担当官等は、第一号及び前号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、第一号の有資格業者の2等級下位の等級に属する有資格業者で工事成績が特に優秀なものを指名することができる。
- 六 契約担当官等は、特別の技術を要する工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するもの（以下「上位業者」という。）を、あらかじめ、上位業者指名承認申請書（様式特7）を国土交通大臣に提出し、その承認を受けて指名することができる。この場合において、国土交通大臣の承認を受けようとする者が地方整備局の事務所の契約担当官等であるときは、上位業者指名承認申請書は部局長を経由して提出するものとする。
- 七 契約担当官等は、災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事に係る請負契約については、第一号及び第四号前段の規定によるほか同号後段の規定にかかわらず、当該工事の属する工事種別の有資格業者で2等級以上上位の等級に属するものを指名することができる。
- 八 契約担当官等は、競争に参加する者を指名しようとするときは、次のイからチまでに掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。
  - イ 不誠実な行為の有無
  - ロ 客観的事項の審査基準日以降における経営状況
  - ハ 主観的事項の審査基準日以降における工事成績
  - ニ 当該工事に対する地理的条件
  - ホ 手持ち工事の状況
  - ヘ 当該工事施工についての技術的適性
  - ト 客観的事項の審査基準日以降における安全管理の状況
  - チ 客観的事項の審査基準日以降における労働福祉の状況

(地方整備局入札・契約手続運営委員会)

**第17** 地方整備局に、別に定めるところにより、部局長が定める額以上の工事を一般競争に付そうとする場合における競争参加資格の決定及び競争参加希望者の競争参加資格の有無並びに指名競争に付そうとする場合における競争参加者の指名並びに当該工事の請負契約を随意契約によろうとする場合の相手方の決定について調査審議する地方整備局入札・契約手続運営委員会を置くものとする。

(契約状況の報告)

**第18** 部局長は、当該地方整備局所属の契約担当官等が前会計年度に締結した工事請負契約の状況を毎年5月31日までに国土交通省大臣官房会計課長に報告しなければならない。

## 附 則

(適用)

1 この要領は、昭和41年12月23日から適用する。ただし、第3第1項、第4第1項第2号、第5第1項から第3項まで、第6第1号、第7第1項第2号及び第10の規定は、昭和42年度以降に締結する工事請負契約に係る請負業者の選定に関する事務の処理について適用する。

(旧要領の廃止)

2 地方建設局等工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年3月7日制定。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

(昭和41年度の事務処理の経過措置)

3 国土地理院、土木研究所及び建築研究所における昭和41年度に締結する工事請負契約に係る請負業者の選定に関する事務の処理（以下「昭和41年度の事務処理」という。）については、なお従前の例による。

4 地方建設局における昭和41年度の事務処理については、旧要領第3第1項、第4第1項第2号、第5第1項及び第2項、第7第1項第2号及び第10の規定は、なおその効力を有する。

(承認及び承認申請の経過措置)

5 この要領の適用前に旧要領の規定によつてした承認及び承認申請は、この要領の規定によつてしたものとみなす。

(昭和42年度の定期の一般競争資格審査の特例)

6 昭和42年度の定期の一般競争資格審査に係る資格審査申請書の提出期限のうち審査基準日の直前の事業年度の決算期が12月以外の月である申請者に係るものについては、第6第1号の規定にかかわらず、昭和42年2月10日とする。

7～9 [略]

附 則 (昭和42年12月5日付け建設省厚第57号)

この要領による改正後の地方建設局工事請負業者選定事務処理要領は、昭和43年度以降に締結する工事請負契約に係る請負業者の選定に関する事務の処理について準用する。

附 則 (昭和43年7月1日付け建設省厚第17号)

この要領による改正後の地方建設局工事請負業者選定事務処理要領は、昭和43年6月15日から適用する。

(平成31・32年度の等級区分に係る残留措置)

10 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき平成31・32年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成29・30年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

11 前項の申請をした者については、平成31・32年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)

12 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和2年6月30日までの間に終了するものについての令和3年1月31日までの間における第2第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

(新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例)

13 申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けたため、第5第2項第八号に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、国税の猶予制度の適用を受けていることを示す書類を資格審査申請書に添付させるものとする。

(令和3・4年度の等級区分に係る残留措置)

14 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和3・4年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、平成31・32年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）か

ら昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

- 1 5 前項の申請をした者については、令和3・4年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

（令和5・6年度の等級区分に係る残留措置）

- 1 6 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和3・4年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

- 1 7 前項の申請をした者については、令和5・6年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

（令和6年能登半島地震に係る一般競争参加資格審査の特例）

- 1 8 令和6年能登半島地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村の区域（石川県の区域に限る。）内に主たる営業所を置く建設業者であって、事業年度が令和5年10月29日から令和6年8月30日までの間に終了するものについて、令和6年9月1日から令和7年3月31日までの間における第2第一号ホの規定の適用については、同号ホ中「第6第一号の部局長が定める期間の末日の1年7月前の日」及び「一般競争参加資格審査の申請をする日の1年7月前の日」とあるのは、「令和4年10月28日」とする。

（令和7・8年度の等級区分に係る残留措置）

- 1 9 等級区分を設けている工事種別において、第7第1項第二号の規定に基づき令和7・8年度の一般競争参加資格の認定を受けた有資格業者は、令和5・6年度の一般競争参加資格の有効期間の末日において認定されている等級（以下「従前等級」という。）から昇級した場合には、部局長が定める日までに部局長が定める様式により従前等級に留まることを申請することができる。

- 2 0 前項の申請をした者については、令和7・8年度の一般競争参加資格の認定に当たり、従前等級を付すものとする。なお、この場合においては、改めて会計規則第34条第6項の規定に基づき、一般競争（指名競争）参加資格認定通知書（様式特5（ハ））により通知を行うものとする。

**附 則 (令和6年10月1日付け国会公契第8号)**

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

**附 則 (令和6年12月20日付け国会公契第20号)**

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則 (令和7年3月7日付け国会公契第47号)**

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和7年4月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

ただし、地方整備局の所掌する工事の請負契約について、令和7年3月31日以前に契約締結を予定していたが、低入札価格調査等の特別な事情により契約締結が令和7年4月1日以降となったものの関係する事務の取扱いについては、なお従前の例による。

**附 則 (令和8年6月23日付け国会公契第5号)**

この通知による改正後の工事請負業者選定事務処理要領は、地方整備局の所掌する工事の請負契約を令和8年7月1日以降に締結する場合の一般競争及び指名競争に参加する者に必要な資格並びに当該資格の審査並びに競争に参加する者の選定等に関する事務の取扱いについて適用する。

[沿革]

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 1 昭和42年12月 5日一部改正 | 7 昭和47年11月16日一部改正  |
| 2 昭和43年 7月11日一部改正 | 8 昭和48年11月27日一部改正  |
| 3 昭和44年 1月 1日一部改正 | 9 昭和49年 6月17日一部改正  |
| 4 昭和44年12月15日一部改正 | 10 昭和50年11月28日一部改正 |
| 5 昭和45年12月10日一部改正 | 11 昭和51年 3月15日一部改正 |
| 6 昭和46年 3月15日一部改正 | 12 昭和51年12月 1日一部改正 |

13	昭和53年11月10日一部改正	35	平成16年 3月 1日一部改正
14	昭和55年10月11日一部改正	36	平成17年 3月22日一部改正
15	昭和56年 2月 2日一部改正	37	平成19年 3月29日一部改正
16	昭和56年 3月31日一部改正	38	平成21年 3月19日一部改正
17	昭和61年11月28日一部改正	39	平成23年 3月31日一部改正
18	昭和63年12月 2日一部改正	40	平成25年 3月25日一部改正
19	平成 2年12月 1日一部改正	41	平成26年 5月16日一部改正
20	平成 3年 2月28日一部改正	42	平成27年 3月31日一部改正
21	平成 4年12月 1日一部改正	43	平成28年 5月31日一部改正
22	平成 6年 6月21日一部改正	44	平成28年11月24日一部改正
23	平成 6年 6月23日一部改正	45	平成29年 3月 8日一部改正
24	平成 6年11月14日一部改正	46	平成30年10月 1日一部改正
25	平成 7年 3月22日一部改正	47	平成31年 3月 8日一部改正
26	平成 7年11月 1日一部改正	48	令和 2年 5月29日一部改正
27	平成 8年 1月 1日一部改正	49	令和 2年10月 1日一部改正
28	平成 8年 3月26日一部改正	50	令和 3年 3月10日一部改正
29	平成 8年12月 2日一部改正	51	令和 3年 3月26日一部改正
30	平成 9年 3月31日一部改正	52	令和 3年 7月 1日一部改正
31	平成10年 9月25日一部改正	53	令和 4年 3月 1日一部改正
32	平成10年11月30日一部改正	54	令和 4年 10月 3日一部改正
33	平成13年 3月30日一部改正	55	令和 5年 3月 9日一部改正
34	平成15年 3月31日一部改正	56	令和 6年 9月 9日一部改正

57 令和 6年 10月 1日一部改正

59 令和 7年 3月 7日一部改正

58 令和 6年12月20日一部改正

60 令和 8年 6月 23日一部改正

別表

申請者の本社（本店）の所在地	受付担当部局
北海道並びに青森、岩手、宮城、秋田、山形及び福島各県の各県	東北地方整備局
東京都並びに茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川及び山梨各県の各県	関東地方整備局
新潟、富山、石川及び長野（長野、松本、上田、須坂、小諸、中野、大町、飯山、塩尻、佐久、千曲、東御及び安曇野の各市並びに上高井、上水内、北安曇、北佐久、下高井、下水内、小県、埴科、東筑摩及び南佐久の各郡の町村に限る。）各県の各県	北陸地方整備局
岐阜、静岡、愛知、三重及び長野（岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根及び茅野の各市並びに上伊那、木曾、下伊那及び諏訪の各郡の町村に限る。）各県の各県	中部地方整備局
京都及び大阪各府並びに福井、滋賀、兵庫、奈良及び和歌山の各県	近畿地方整備局
鳥取、島根、岡山、広島及び山口各県の各県	中国地方整備局
徳島、香川、愛媛及び高知各県の各県	四国地方整備局
福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島及び沖縄各県の各県	九州地方整備局

# 様式 1

01 新規 2: <del>変更</del>	※02 受付番号	※03 業者コード	※04 建設業許可番号	※ 申請者 05 の規模	06 適格組 合証明 第	平成・令和 年 月 日 号
------------------------------	----------	-----------	-------------	-----------------	--------------------	---------------------

## 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(建設工事)

令和 年度において、貴 地方整備局 で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日

殿

07 本社(店)郵便番号		08 法人番号	
フリガナ			
09 本社(店)住所			
フリガナ			
10 商号又は名称			
フリガナ			
11 役職			
フリガナ		フリガナ	
代表者氏名	12 担当者氏名		
13 本社(店)電話番号	14 担当者電話番号	(内線番号 )	
15 本社(店)FAX番号	16 電子入札用ICカードの登録番号		
17 メールアドレス			
(18 代理申請時使用欄)			
18 申請代理人	申請代理人郵便番号	申請代理人住所	申請代理人電話番号
申請代理人氏名			
19 外資状況	1 外国籍会社 [ 国名: ]	2 日本国籍会社 [ 国名: ] (外資比率: 100%)	3 日本国籍会社 [ 国名: ] [ 国名: ] (外資比率: % ) (外資比率: % )
20 営業年数	年		21 総職員数 (人)
22 設立年月(和暦)	明治 大正 昭和 平成 令和	年 月 日	23 みなし大企業 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する <input type="checkbox"/> 該当しない ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※ 受付番号		※ 業者コード		③ 申請を希望する部局															
24 完 成 工 事 高	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高 (千円)	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	合						
			東 北	関 東	北 陸	中 部	近 畿	中 国	四 国	九 州	総 務 省 国 土 研 究 所 政 策 部	官 本 庁 省 営 繕 部	計						
			01 一般土木工事																
			02 アスファルト舗装工事																
			03 鋼橋上部工事																
			04 造園工事																
			05 建築工事																
			06 木造建築工事																
			07 電気設備工事																
			08 暖冷房衛生設備工事																
			09 セメント・コンクリート舗装工事																
			10 プレストレスト・コンクリート工事																
			11 法面処理工事																
			12 塗装工事																
			13 維持修繕工事																
			14 河川しゅんせつ工事																
			15 グラウト工事																
			16 杭打工事																
			17 さく井工事																
			18 プレハブ建築工事																
			19 機械設備工事																
			20 通信設備工事																
			21 受変電設備工事																
			22 橋梁補修工事																
その他																			
合計																			

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。









様式 特5 (口)

一般競争参加資格認定通知書

表 (縦14.8センチメートル  
横 10センチメートル)

裏

郵便はがき

□□□□-□□□□

住所

商号又は名称

代表者 殿

年 月 日

住所

部局長名 印

受付番号

**一般競争参加資格認定通知書**

さきに審査申請のあった標記の資格について、次の工事種別については資格がないと認定したので、通知します。

工 事 種 別	工 事 種 別
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事
工事	工事

様式 特5 (ハ)

一般競争(指名競争)参加資格認定通知書

記

郵便番号

住所

商号又は名称 殿

業者コード 受付番号

令和 年 月 日

部局長

工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置	工事種別	等級区分	経営事項評価点数	技術評価点数	総合点数	残留措置

さきに審査申請のあった標記の資格について、右記のとおり資格があると認定(港湾空港関係を除きます。)しましたので、通知します。

なお、この通知書受領後に一般競争(指名競争)参加資格申請書(工事)の記載事項若しくは営業所の変更があった場合又は合併、破産、廃業等があったときは、速やかに届け出て下さい。

※情報公開法に基づく開示請求があったときは、提出された申請書類(変更届を含む)は開示の対象となります。(法人、団体及び個人の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除く。)

有効期間                      令和 年 月 日 から  
   令和 年 月 日 まで

## 様式 特6

一般競争(指名競争)参加資格認定取消通知書		記	
郵便番号		工事種別	等級区分
住所			
商号又は名称			
	殿		
業者コード	受付番号		
令和 年 月 日			
	部局長		
			先に令和 年 月 日付けをもって一般競争(指名競争)参加資格がある旨通知したが、上記の資格については、その認定を取り消したので、通知します。

様式 特7

(用紙A4)

番 号  
年 月 日

国土交通大臣 殿

契約担当官等名  
官 職 氏 名 印

上 位 業 者 指 名 承 認 申 請 書

工 事 種 別	工 事		
工 事 名			
予 定 価 格 の 属 する 等 級		契 約 予 定 年 月	年 月
		予 定 工 期	日 間

上記工事は、下記1の理由により特別の技術を要するものであると認め、下記2のとおり指名したいので、承認を受けたく、申請する。

記

1 特別の技術を要する理由

2 指名しようとする有資格業者の等級及び数

等 級	A	B	C	D	E	計
数	人	人	人	人	人	人